

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

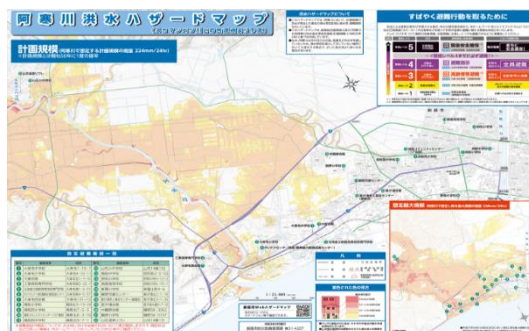
### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 現状

##### (1) 地域の災害リスク

(洪水：阿寒川洪水ハザードマップ)

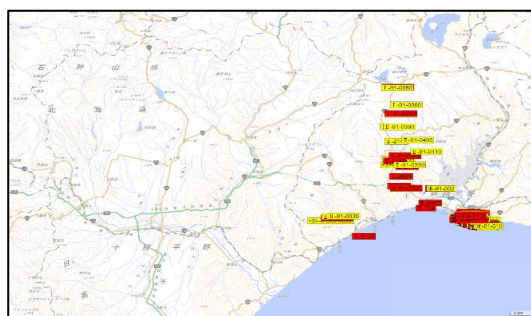
釧路市阿寒町には、二級河川である阿寒川及びその支流である舌辛川など多くの河川が流れている。その中でも、阿寒川と舌辛川の合流点は、中心市街地の郊外に位置しているが、近隣には小学校や住宅等があるため、洪水への十分な警戒が必要とされている。



(出典：阿寒川洪水ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、釧路市阿寒地区全域で、土砂災害警戒区域が 22 カ所指定されており、指定区域によっては、公共施設や住宅地などがあることから、雨量に応じて対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定された 5 つの地震の中に「根室沖・釧路沖の地震」も含まれており、切迫性も高いとされている。

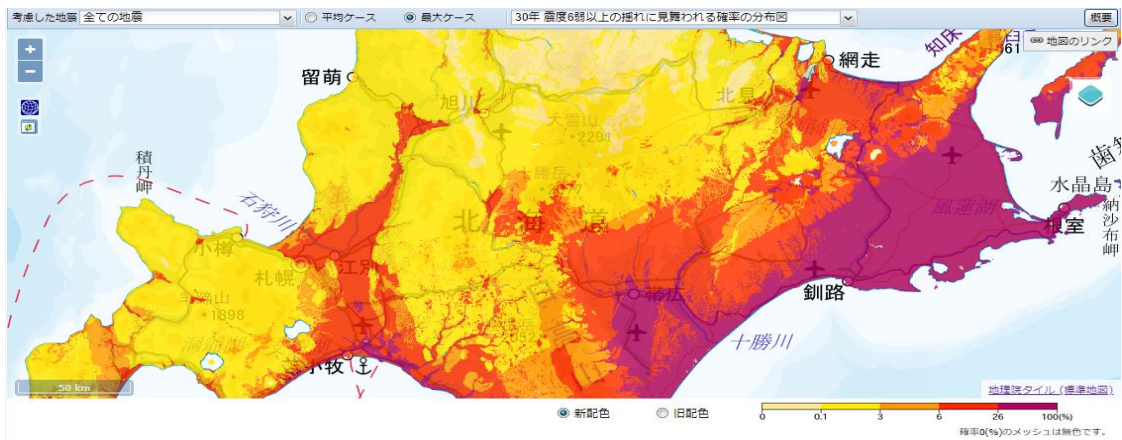
このようなことから、釧路市は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

J-SHIS (地震ハザードステーション) の地震ハザードカルテによると、釧路市が 30 年以内に震度 5 弱以上の地震に見舞われる確率は 99.9%、震度 6 弱以上の地震に見舞われる確率は 70.7%と非常に高い数値の予想がなされている。

| □ 30年、50年地震ハザード   |     |      |         |
|---|-----|------|---------|
| <b>超過確率の値[%]</b><br>今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。                 | 30年 | 震度5弱 | 99.9    |
|   |     | 震度5強 | 95.6    |
|   |     | 震度6弱 | 70.7    |
|   |     | 震度6強 | 22.1    |
| <b>震度の値</b><br>今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。                 | 30年 | 3%   | 6強(6.3) |
|   |     | 6%   | 6強(6.2) |
|   | 50年 | 2%   | 7(6.5)  |
|   |     | 5%   | 6強(6.3) |
| <b>地表の最大速度の値[cm/s]</b><br>今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。 | 30年 | 10%  | 6強(6.2) |
|   |     | 39%  | 6弱(5.9) |
|   | 50年 | 3%   | 144.4   |
|   |     | 6%   | 123.8   |
|   | 50年 | 2%   | 170.9   |
|   |     | 5%   | 142.8   |
|   |     | 10%  | 121.8   |
|   |     | 39%  | 78.9    |

(出典：地震ハザードステーション)

また、1993年（平成5年）1月に太平洋を震源として発生したM7.5（震度6）の釧路沖地震では、死者2名、負傷者966名と規模のわりには人的被害が少なかったものの、釧路沖では震源域が同じ場所でM7級の地震が1961年、2004年と繰り返し発生していることから、今後も警戒が必要である。



（出典：地震ハザードステーション）

（火山：雌阿寒岳火山防災計画）

雌阿寒岳（海拔 1,499m）は、阿寒カルデラの南西壁上に生じたポンマチネシリや阿寒富士など、8つの小さな火山から構成される成層火山群の総称で、今なお噴気活動を続けるポンマチネシリと中マチネシリを主体とする火山である。

火山群中央部には約 13,000 年前の火砕流噴出で形成された中マチネシリ火口（直径 1.1km）がある。ポンマチネシリや西山・北山・阿寒富士の火山体が

形成された後に、約 1,000 年前にポンマチネシリ山頂部で中規模のスコリア噴火があった。

その後は主に水蒸気爆発が頻発し、ポンマチネシリ山頂部にポンマチネシリ火口（旧火口と赤沼火口）が形成され、近年も数年おきに小規模な噴火が発生している。

現在、火山活動はおおむね静穏に経過しており、火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候は認められないが、今後の火山活動の推移を見守る必要がある。

雌阿寒岳の噴火警報・噴火予報の種類と発表基準及び噴火警戒レベル・キーワード

| 種別       | 名称                             | 対象範囲          | 火山活動の状況  | 噴火警戒レベル<br>(キーワード)    |
|----------|--------------------------------|---------------|--|-----------------------|
| 特別<br>警報 | 噴火警報<br>(居住地域)<br>又は<br>噴火警報   | 居住地域及びそれより火口側 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある                            | レベル5<br>(避難)          |
|          |                                |               | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)                        | レベル4<br>(避難準備)        |
| 警報       | 噴火警報<br>(火口周辺)<br>又は<br>火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまで  | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される   | レベル3<br>(入山規制)        |
|          |                                | 火山周辺          | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される          | レベル2<br>(火口周辺規制)      |
| 予報       | 噴火予報                           | 火口内等          | 火山活動は静穏<br>火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) | レベル1<br>(活火山であることを留意) |

（出典：雌阿寒岳火山防災計画）

（その他）

釧路地域の中でも阿寒町は降雪量が多い地域とされている。過去にも大雪による交通障害が発生し、阿寒湖温泉地区においては国道が通行止めとなり、数日間「陸の孤島」となったため物流が途絶えたこともある。

また、平成30年の胆振東部地震の影響によるブラックアウトの際には、町内の電力が復旧するまでに時間を要し、商工業者においても商品の廃棄や物流が途絶えるなど、大きな影響を及ぼすことになったことも今後の教訓とする必要がある。

《過去における主な災害記録》

| 発生年月日              | 種別 | 震央地名        | 被害状況等   |
|--------------------|----|-------------|---|
| H5. 1. 15          | 地震 | 釧路沖         | 死者 2 名、負傷者 479 名、住家被害 1,652 棟<br>津波なし<br>命名：「平成 5 年（1993 年）釧路沖地震」   |
| H5. 7. 12          | 地震 | 北海道<br>南西沖  | 死者 202 名、行方不明者 29 名、負傷者 321 名、住宅全半壊<br>5,850 件、船舶被害 1,729 件、道路損壊 630 件<br>津波あり<br>命名：「平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震」 |
| H6. 10. 4          | 地震 | 北海道<br>東方沖  | 負傷者 82 名、住家被害 358 棟、道路損壊 191 件、漁船破損 2<br>隻<br>津波あり：花咲 173 cm、釧路 97 cm<br>命名：「平成 6 年（1994 年）北海道東方沖地震」          |
| H8. 11. 21         | 火山 | —           | 雌阿寒岳小規模噴火、降灰 ※阿寒湖温泉地区   |
| H10. 11. 9         | 火山 | —           | 雌阿寒岳ごく小規模噴火、降灰 ※阿寒湖温泉地区   |
| H16. 11. 29        | 地震 | 釧路沖         | 負傷者 26 名、住宅被害 2 棟<br>津波あり   |
| H18. 3. 21         | 火山 | —           | 雌阿寒岳ごく小規模噴火、降灰 ※阿寒湖温泉地区   |
| H18. 11. 15        | 地震 | 千島列島<br>東方  | 津波あり：花咲 31 cm、釧路 24 cm  |
| H19. 1. 13         | 地震 | 千島列島<br>東方  | 津波あり：花咲 15 cm、釧路 13 cm  |
| H20. 11. 18        | 火山 | —           | 雌阿寒岳小規模噴火、降灰 ※阿寒湖温泉地区   |
| H20. 11. 28<br>～29 | 火山 | —           | 雌阿寒岳小規模噴火、降灰 ※阿寒湖温泉地区   |
| H25. 2. 2          | 地震 | 十勝地方<br>中部  | 負傷者 3 名<br>津波なし   |
| H30. 9. 6          | 地震 | 胆振地方<br>中東部 | 北海道（市内）全域停電<br>津波なし<br>命名：「平成 30 年北海道胆振東部地震」  |
| R2. 5. 31          | 地震 | 十勝沖         | 公共文教施設、被害 1 件<br>津波なし   |
| R3. 11. 10         | 大雨 | —           | 避難指示発令に伴う避難所開設 住宅浸水、国道通行止め<br>※本町地区   |
| R4. 7. 23          | 大雨 | —           | 避難指示発令に伴う避難所開設 住宅浸水、国道通行止め<br>※本町地区   |

（出典：釧路市地域防災計画）

（感染症）

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

## (2) 商工業者の状況

・商工業者数 256人(独自データ)

・小規模事業者数 229人(独自データ)

|      | 業種        | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考      |
|------|-----------|-------|---------|---------|
| 商工業者 | 建設業       | 31    | 21      | 町内に広く分散 |
|      | 製造業       | 16    | 16      | 〃       |
|      | 卸売業       | 6     | 3       | 〃       |
|      | 小売業       | 80    | 74      | 市街地に集中  |
|      | 飲食業・宿泊業   | 49    | 43      | 〃       |
|      | サービス業・その他 | 74    | 72      | 町内に広く分散 |

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

| 項目                  | 年月     | 備考  |
|---------------------|--------|---|
| 釧路市地域防災計画           | S39.5  | 令和3年8月改定  |
| 釧路市防災会議条例           | H17.10 |   |
| 釧路市新型インフルエンザ等対策本部条例 | H25.3  |   |
| 釧路市役所事業継続計画【地震編】    | H27.5  | 令和3年7月改定  |
| 釧路市強靱化計画            | H30.3  |   |
| 釧路市役所事業継続計画【感染症編】   | R4.10  |   |
| 防災備品の備蓄             | 毎年確認   | 備蓄食料(カロリーメイト、アルファ米、飲料水等)<br>生活必需品、避難所資機材、衛生資材など |

### 2) 当商工会の取組

| 項目            | 年月 | 備考     |
|---------------|----|--------|
| リスクマネジメント資料配布 | 随時 | 窓口にて対応 |
| 火災共済の加入推進     | 随時 | 制度説明   |
| 損害保険への加入促進    | 随時 | 制度説明   |

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対し、体調不良者を出社させないルール作りやリスクファイナンス対策としての保険の必要性など、感染症対策の周知が十分になされていない。

### 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ・成果目標

| 業種        | 商工業者数<br>(独自データ) | 小規模事業者数<br>(独自データ) | 策定目標（事業継続力強化計画） |    |    |    |    |
|-----------|------------------|--------------------|-----------------|----|----|----|----|
|           |                  |                    | R5              | R6 | R7 | R8 | R9 |
| 建設業       | 31               | 21                 | 1               | 0  | 1  | 0  | 1  |
| 製造業       | 16               | 16                 | 0               | 1  | 0  | 1  | 0  |
| 卸売業       | 6                | 3                  | 1               | 0  | 1  | 0  | 1  |
| 小売業       | 80               | 74                 | 1               | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 飲食業・宿泊業   | 49               | 43                 | 1               | 1  | 1  | 1  | 1  |
| サービス業・その他 | 74               | 72                 | 0               | 1  | 0  | 1  | 0  |
| 合計        | 256              | 229                | 4               | 4  | 4  | 4  | 4  |

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、降雪・噴火災害が想定されている阿寒湖温泉地区の小規模事業者を今期5年、20件を優先的に策定し、次期以降おおむね3期（15年）で全小規模事業者（209件）が策定できるよう設定した。

#### ・実施目標

| 項目               | 目的   | 目標                 |     |
|------------------|--|--------------------|-----|
| 事前対策の必要性を周知      | 地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる | セミナー開催             | 年1回 |
| 計画策定の支援に向けた内部協議  | 事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る                   | 職員会議及び勉強会の開催       | 年1回 |
| 保険・共済普及に向けた体制づくり | 保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る                         | 職員会議及び勉強会の開催       | 年1回 |
| 連携体制の推進          | 組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築                     | 連携会議開催<br>防災訓練への参加 | 年1回 |

### 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

| 釧路市                     | 阿寒町商工会                  |
|-------------------------|-------------------------|
| 防災関連の情報提供               | セミナー・個別相談会の開催事業         |
| 事業継続力強化計画策定に係る<br>助言・指導 | 継続力強化計画策定支援・<br>フォローアップ |
| 災害等リスクの周知               |                         |
| 関係団体との連携                |                         |
| 防災訓練の実施                 |                         |
| 応急対策時の対策及び復旧支援          |                         |

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和6年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

| 業種       | 商工業者数<br>(独自データ) | 小規模事業者数<br>(独自データ) | 策定件数 |    |    |    |    | フォローアップ回数 |    |    |    |    |
|----------|------------------|--------------------|------|----|----|----|----|-----------|----|----|----|----|
|          |                  |                    | R5   | R6 | R7 | R8 | R9 | R5        | R6 | R7 | R8 | R9 |
| 建設業      | 31               | 21                 | 1    | 0  | 1  | 0  | 1  | 1         | 0  | 1  | 0  | 1  |
| 製造業      | 16               | 16                 | 0    | 1  | 0  | 1  | 0  | 0         | 1  | 0  | 1  | 0  |
| 卸売業      | 6                | 3                  | 1    | 0  | 1  | 0  | 1  | 1         | 0  | 1  | 0  | 1  |
| 小売業      | 80               | 74                 | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1         | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 飲食業      | 49               | 43                 | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1         | 1  | 1  | 1  | 1  |
| サービス・その他 | 74               | 72                 | 0    | 1  | 0  | 1  | 0  | 0         | 1  | 0  | 1  | 0  |
| 合計       | 256              | 229                | 4    | 4  | 4  | 4  | 4  | 4         | 4  | 4  | 4  | 4  |

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

|       |  |
|-------|--|
| 実施時期  | 商工会館防災訓練と合わせて年1回実施                       |
| 訓練内容  | 発災後の連絡手段等の確認<br>発災後の指示命令系統・連絡体制の確認       |
| 訓練連携先 | 釧路市産業振興部 商業労政課 商業労政担当<br>阿寒町行政センター 地域振興課 |

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当市産業振興部 商業労政課 商業労政担当と協議し、策定する。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

## ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・ 釧路市災害対策本部の方針に従い、当市産業振興部 商業労政課 商業労政担当と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・ 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

| 種別 | 配備の時期   | 配備要員          |
|----|---|---------------|
| 出勤 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・ 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・ 予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・ 気象特別警報が発表されたとき</li> </ul> | 全職員           |
| 警戒 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・ 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>  | 事務局長<br>経営指導員 |
| 準備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・ 町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>   | 事務局長<br>経営指導員 |

- ・ 本計画により、当商工会と当市は、被害状況等を下記により共有する。

|         |           |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～4週間 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降   | 2日に1回共有する |

- ・ 当市で取りまとめた「釧路市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

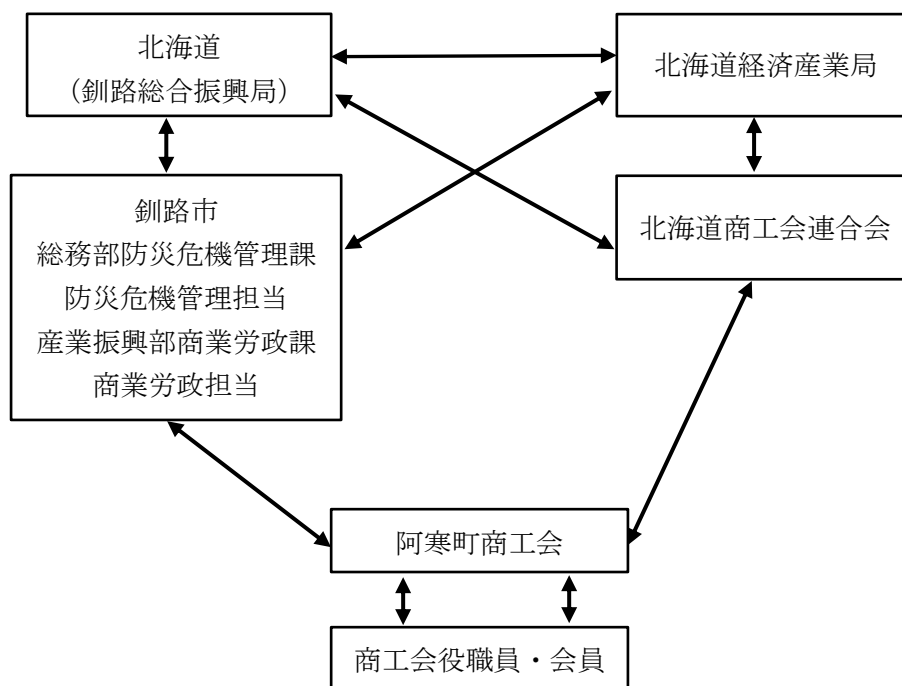
### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と当市が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、釧路総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

| 事業所名 | 住所 | 業種 | 被害額 | 被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載） |
|------|----|----|-----|-------------------------|
| 1    |    |    |     |                         |
| 2    |    |    |     |                         |
| 3    |    |    |     |                         |



・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当市と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

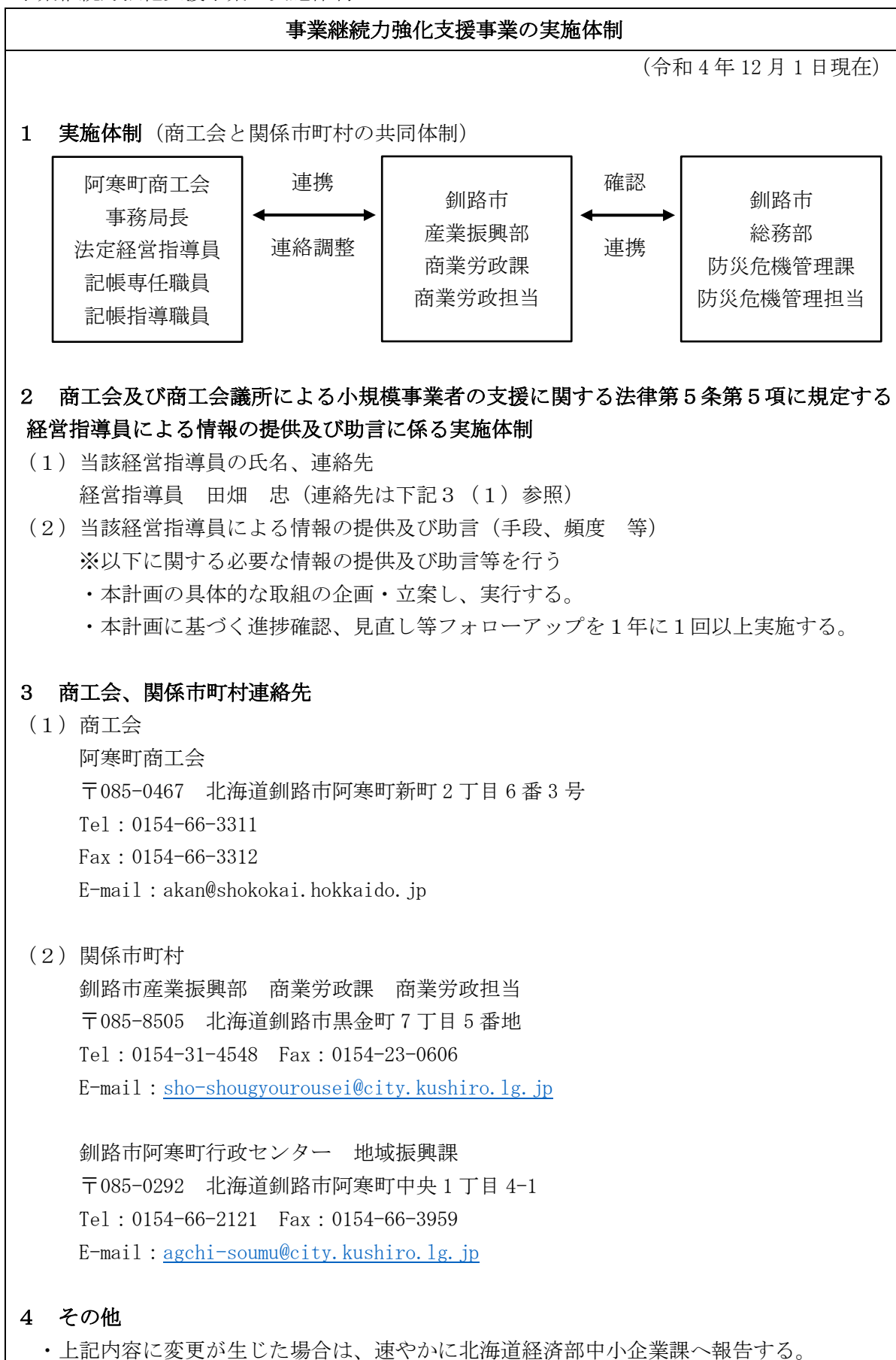
- ・釧路市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、釧路市・阿寒町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 1 必要な資金の額

(単位 千円)

|              | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額      | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   |
| ・ 専門家派遣費     | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| ・ セミナー開催費    | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| ・ パンフ、チラシ作成費 | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |
| ・ 防災、感染症対策費  | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 2 調達方法

| 調達方法                   |
|------------------------|
| 会費収入、釧路市補助金、道補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。